

国土審議会土地政策分科会企画部会

国土調査のあり方に関する検討小委員会（第12回）

平成31年4月25日

【国土調査企画官】 それでは、定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第12回を開催いたします。

委員の皆様方には、前回に引き続き、大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。事務局を務めております、地籍整備課国土調査企画官の福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、今回が最初の御出席となる委員がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。千葉大学環境リモートセンシング研究センター教授でいらっしゃいます、近藤昭彦委員でございます。

【近藤委員】 千葉大学の近藤と申します。専門は、もともとは水文学、地下水、それから地形学だったのですけれども、これは地理学の分野の中の水文、地形ですので、今は地理学全般ということで、総合的に様々な環境及び災害を扱っております。よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 ありがとうございます。

もうお一方、早稲田大学教育学部教授、久保純子委員でございますが、都合により少し遅れて到着されると伺っております。

続きまして、このほかの出席委員等について御説明を申し上げます。

本日、市古委員、片山委員及び若林委員におかれましては、御都合により御欠席と伺っております。なお、若林委員につきましては、代理といたしまして、御殿場市高橋環境部次長兼国土調査課長に御出席いただいております。また、吉原委員におかれましては、御都合により途中退席されると伺っておりますので、あらかじめ御案内させていただきます。

本委員会の議事につきましては公開、ただしカメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきます。なお、議事録につきましては、発言者も含めて公表ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。会議の中で御発言になる際には、机上のマイクのスイッチをオンにしてから御発言をお願いいたします。また、御発

言後にはマイクのスイッチをオフにするようお願いいたします。

本日は、あらかじめお伝えしておりますとおり、タブレット端末を用いたペーパーレス形式で資料を御用意しております。改めまして、タブレットの操作法について御説明いたします。

席上のタブレット端末は、会議資料のファイルを表示した形で御用意しております。タブレット端末を確認いただきまして、画面が暗転している、またはファイルが表示されていないという方がいらっしゃいましたら、お手数ですが、お知らせ願います。

続いて、タブレットの画面に表示されておりますファイルに沿って、会議資料の確認をさせていただきます。

左下から順番に、議事次第、委員名簿、座席表、資料1から3まで、そして参考資料が1から7までとなります。また、参考といたしまして、第8回から第11回までの資料を保存したフォルダも御用意しておりますので、適宜御参照ください。また、各資料につきましては、それぞれのファイル名をタップすることで参照可能です。資料参照画面から一覧に戻る際には、参照画面左上の左矢印マークをタップいただければと思います。

次に、注意点が3点ございます。

1点目は、事務局からの説明の際には、説明に沿って、皆様のタブレットに表示されている資料が自動でスライドされますので、あらかじめ御了承ください。

2点目は、資料参照画面の右下に表示されます「発声のマーク」、「耳のマーク」につきましては、今回使用いたしませんので、御留意願います。

また、3点目でございますけれども、資料参照画面の右上に表示されております「×マーク」につきましては、押されますと、この資料を表示するシステム自体が終了してしまいますので、御注意願います。

参照資料、資料閲覧中に別の資料を御参照いただく際には、資料参照画面の左上のマークで戻っていただくようお願いいたします。

もし、タブレット端末操作につきまして御不明な点がある場合、また、議事の途中で不具合が発生した場合には、後方に事務局担当者が控えておりますので、適宜、お申し付けいただければと存じます。

また、お手元にも操作方法を書いた書面を御用意しておりますので、あわせて参照いただければ幸いです。

以上でペーパーレス会議の実施方法について、説明を終了いたします。

それでは、これより議事に入りますので、カメラ撮りはこれまでとさせていただきます。ここからは委員長に議事進行をお願いいたします。清水委員長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【清水委員長】 承知しました。今回もよろしくお願い申し上げます。

では、議事に入りたいと思います。

皆様方のお手元に書面で議事次第があろうかと思えます。この次第に沿って進行してまいります。まず、今回は「中間とりまとめ」から少し日がたっておりますし、本日から御出席の委員もいらっしゃるといこともございますので、前回の検討委員会でも説明をいただいているものでございますけれども、資料1という「今後の検討小委員会の進め方について」という資料があろうかと思えますが、これに沿って、事務局から今後のスケジュールについてお話をいただいて、それから議事に入りたいと思います。

では、福田企画官、よろしくお願いいたします。

【国土調査企画官】 ありがとうございます。

お手元に表示されている資料1に従い、今後の小委員会の進め方について、改めて御説明させていただきます。

今ほど委員長からも御説明がありましたとおり、前回、2月15日に「中間とりまとめ」(案)を御審議いただきまして、2月27日に本小委員会としての「中間とりまとめ」を公表させていただきました。本日は、その後、再開後の第1回となります。

本日は、議事次第にもありますとおり、次期十箇年計画における地籍調査につきまして、特に優先実施地域及びその地籍整備の進捗状況を示す指標の考え方、それから次期十箇年計画における土地分類調査についても、今回、御議論をいただくこととしております。

また、次回、5月30日でございますけれども、今回の議論を受けて、継続して検討すべき事項、具体的には、現時点では、未着手・休止市町村の解消といったようなことを考えてございますけれども、それらにつきまして御議論いただきまして、「検討小委員会とりまとめ」の素案を提示したいと思っております。

その後、6月中下旬、次々回になりますけれども、本小委員会としての「とりまとめ」の案について御審議いただきまして、その後、最終的に、本小委員会としての報告書をとりとめていきたいと思っております。

以上でございます。

【清水委員長】 次回が5月30日でございます。この資料にもございますように、「検

討小委員会とりまとめ」(素案) というものが、次回の検討小委員会で事務局から出てまいるといふことですので、この素案に向けての議論が今日の議論ということになります。毎回ですけれども、今回も大変重要な議題に関する議論でございますので、よろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

まず最初は、議事(1)「次期十箇年計画における地籍調査の優先実施地域と地籍整備の状況を表す新たな指標の考え方について」でございます。「中間とりまとめ」でも、調査地域の重点化や新たな指標について言及したところでございます。それについて、今日、議論してまいりたいわけですが、それに向けてのたたき台を事務局で準備いただいているということで、この資料の説明をお願いしたいと思います。

では、高藤課長、よろしくお願いいたします。

【地籍整備課長】 地籍整備課長の高藤でございます。私から資料の御説明をさせていただきます。

まず、十箇年計画における地籍調査の優先実施地域と進捗を表す新たな指標の考え方についてということで、優先地域と指標について、御議論をお願いしたいと思っております。

まず大前提ですけれども、今回から御出席されている委員の方もいらっしゃいますので、改めて地籍調査の概要についての資料を御用意しております。

地籍調査そのものは、国土調査法に基づきまして、土地の境界や面積を調査することとなっております。その成果は登記所に送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になります。実施主体は市町村でございまして、国が全体の費用の半分を負担し、都道府県と市町村が残りを半分ずつ負担します。これに加え、特別交付税の措置によりまして、都道府県や市町村の実質的な負担は5%程度となっております。

主な効果としまして、一番下の欄にあるとおり、防災対策の推進でございますとか、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進などにつながるというような効果があるということでございます。

2ページについては、地籍調査の成果が不動産登記簿と連携していくということを書かせていただいております。地籍調査の成果、でき上がりました地籍簿、地籍図につきましては、登記所に備え付けられている登記簿を地籍簿に基づき修正し、また地籍図については、新たな地図として備え付けられることとなっております。

実際に登記所に備え付けられている地図につきましては、昔からの公図と呼ばれるもの

がグラフの青い部分です。一方、14条1項地図と呼ばれる、いわゆる正確な登記所備付地図と呼ばれるものがオレンジ色の部分でして、これは法務省のデータですけれども、約57%が14条1項地図になっているというような状況でございます。この中で地籍調査による地籍図が占める割合というのは、オレンジ色の部分の約7割を超えておりまして、地籍調査が非常に重要な役割を果たしているということが見てとれるかと思っております。

続いて、十箇年計画の議論でございます。

国土調査事業十箇年計画は、国土調査促進特別措置法に基づいて策定するという計画になっておりまして、十箇年に実施すべき国土調査事業の量というものを定めて計画を作成することとなっております。こちらについては、国土審議会の意見を聞いて、国土交通大臣が十箇年計画の案を作成し、閣議決定で定められることとなっております。計画案の作成に当たっては関係行政機関の長に協議、関係都道府県の意見を聴取するということになっております。そして、この国が定める十箇年計画に基づきまして、小さい矢印でございますが、都道府県は都道府県計画というものを策定いたしまして、この都道府県計画に基づいて、今度は毎年度の事業量を定めた事業計画を都道府県が策定します。これに基づいて、市町村が地籍調査を実施していくこととなりまして、それに当たっては、毎年度実施に当たって、実施に関する計画を策定し、これが都道府県知事に提出されるという制度となっております。

5ページは過去の十箇年計画をまとめたものですので、後ほど御参照いただければと思います。

実際の十箇年計画、特に現行の6次計画にどういったことが書いてあるかということをもとめさせていただいたのが、次の表でございます。具体的には、全体の事業量として、地籍調査を実施する面積が書いてあります。具体的には、赤字で書かれております、一番上の2万1,000平方キロメートルというのが6次計画で実施する地籍調査の事業量として書かれているという形になっております。

その下の基本調査というのは、国が実施する基本調査。そのほか、こちらの表は、赤字で書かれてある部分が閣議決定に入っているもので、青字で書かれているものは、その閣議決定の補足資料に書かれているという形になっております。補足説明資料の方ですが、特にDIDと林地については、それぞれ進捗が遅れておりますので、事業の実施面積の数値を置いているという形になっております。

また、ここで言及すべき点としまして、進捗率につきましては、これまでの過去十箇年計

画では書かれておりませんでした。現在、6次計画では進捗率を一つの指標として入れて、進捗管理に役立てるということで、目標として、現行計画では、当時49%だったものを57%にしていくという目標が掲げられているというところでございます。

続いての7ページは、これは実際の十箇年計画の文章でございまして、分量的には、閣議決定の本体となっているものはこの程度となっており、大きくまとめられた数字が赤字の部分で入っていると。この赤字は前ページの赤字と同じものです。この計画本文を補足説明するものとしてで、優先地域の考え方でございまして、都市部や山村部でどうするのかといったことが次の補足資料に細かく記載されております。

優先地域に関してですが、現行の6次計画の優先地域の考え方についてまとめているのが、次の資料でございまして。国土全体が37万7,800平方キロメートルとありますけれども、ここからグレーの部分、国有林や公有水面を除いたところというのが、まずは地籍調査の対象地域ということで、28万6,200平方キロメートルとなります。このうち右側の地籍調査実施済み地域14万平方キロメートルを除いたものが地籍調査未実施地域14万6,000平方キロメートルとなっております。

こちらについて大きく二つに分けています。地籍調査の優先度が低い地域ということで、一つは土地区画整理事業などの事業実施地域、ここは地籍調査ほどではありませんが、一定程度の地籍が明らかになっているということで、そういったものについては優先度が低いであろうということで整理しています。そのほか大規模な国公有地、利用集約化の予定のない農地、森林施業の予定のない林地についても土地取引等の可能性が低いということで、こちらについても優先度が低いという取扱いをしております。6次計画では、この優先度が低い地域を除いた部分が優先度が高い地域であると整理をいたしまして、そうすると優先的に地籍を明確にすべき地域というのが約4万9,841平方キロメートル、約5万平方キロメートルになりますので、そのうち6次計画、現行計画で約2万1,000平方キロメートルを実施すると計画上位位置付けられておまして、実際の進捗は、ピンクの斜線で描いているような状況になっております。以上が優先地域の現行計画の考え方です。

10ページから、6次計画以降の動きを少し御紹介させていただきます。

一つは、6次十箇年計画の中間年に、この小委員会で中間見直しを行っております。この際には、「予算と実施体制への配慮」という項目の中で、国、地方公共団体とも予算の確保に努めるとともに、その効果的な執行を図ることが極めて重要であるため、より緊急性の高い地域で優先実施するとともに、趣旨を国民に説明し、広く理解を得ていく努力が必要であ

ることが述べられております。

また、ここでは指標についても言及されておりまして、進捗率の分母となる全対象面積の中に、大規模な国公有地でありますとか、土地区画整理事業地など、地籍が一定程度明らかになっている地域なども含まれていて、これらは緊急度が低いと考えられるので、こういったことも踏まえて、どのような指標が適切なのかということも検討すべきではないかということが言及されているところでございます。

こういった状況も踏まえて、実際、予算上の取扱いとしましては、地籍調査を行うに当たって、より政策効果が高いと思われるような、政策と連携して行われる地籍調査について重点的に支援するというような取扱い、運用をしているところでございます。

具体的には、5項目、社会資本整備でございますとか、防災対策、都市開発、森林施業、所有者不明土地対策、こういった施策との連携性が高いところについて、優先的に予算上も支援することとしております。このうち所有者不明土地対策については、昨今の情勢も踏まえて、今年度から重点化項目に入れていくという状況でございます。

続いての資料でございますが、こちらは本年2月にとりまとめられた「中間とりまとめ」でございます。こちらについても、優先地域について簡単に触れられているところでございますので、御紹介させていただきます。

まず、課題として、全体の総論的な現状と課題の段落の中で、全国的に未実施地域が数多く残されており、現在の進捗では、当面地籍調査が行われない地域が相当程度残るということもありますので、「②課題に対する対応方針」のところで、調査がより緊急性の高い地域から実施されるよう、調査区域の重点化を更に進める必要があるということが述べられております。

また、今後講じるべき具体的方策の方向性のところで、まさに調査区域の重点化として、調査がより緊急性の高い地域から実施されるよう、調査区域の重点化を更に進めるとともに、当該地域での実施を促進する仕組みが必要であると述べられております。このため、例えば、6次計画の策定時に定めた優先地域等について整理を行い、より明確化を図ることが必要であると、また、適切な指標の設定を検討する必要があるということが述べられております。

この「中間とりまとめ」までは迅速な地籍調査の推進ということを中心に議論しておりますので、この程度の表記にとどまっております。そういった意味で、本日の会議では、この中身を具体的に検討していただきたいと思っております。

では、具体的にどのように考えていくのかというところでございますけれども、たたき台としまして、第7次計画における優先実施地域の考え方の案について、まとめております。

上が地籍調査の優先度が低い地域の考え方でございます。こちらについては、先ほどの6次計画のところでも御説明した土地区画整理事業などの、一定程度地籍が明らかになっているところについては、境界紛争等の発生の可能性も低いので、地籍調査の優先度は下がってくるであろうと。また、大規模な国公有地、公有林でありますとか、大規模都市公園など、そのほか利用集約化の予定のない農地や施業予定のない林地など、土地取引などが行われる可能性が低い地域についても、取引などに伴う紛争等の発生可能性も低いので、地籍調査の優先度も低いと考えられる。こうした考え方は引き続き維持されるべきではないかと考えております。

その下の地籍調査の優先度が高い地域の考え方にまいりますが、6次計画では、この裏返しとなっているところが、地籍調査の優先度が高い地域であると考えられておりますが、この考え方は7次計画でもある程度踏襲され得るということではないかと思っております。

この考えを基礎としつつ、地籍調査の優先度が高い地域の中でも、より政策効果の高い地域において早期に地籍調査が実施され、その効果が発現されることを目的として、今後10年間で特に優先的に実施する地域、これをここでは「最優先実施地域」と呼んでおりますけれども、これを検討、整理すべきではないかというようにまとめております。

この選定に当たっては、具体的には市町村の意見なども踏まえて、社会資本整備、防災対策、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策など、先ほど予算の関連で、今、重点的に支援していると申し上げましたが、そういったものなどの観点から、地籍調査の施策効果の高い地域であるかということを検討・整理してはどうかということを書いております。

具体的に図示したのが14ページでございます。基本的には6次計画の図を上書きしているという形になりますけれども、地籍調査の対象地域28.6万平方キロメートルのうち、右側の黄色いところ、実施済みの地域が14万平方キロメートルです。その後、先ほどのピンクの斜線は6次計画の実施済みの地域ということですので、約15万平方キロメートルは7次計画スタート時点では終わっているのではないかと。そうすると、残ったのが地籍調査の未実施地域という左側の緑色の箱でございますけれども、これが約13万平方キロメートル、このうち先ほど申し上げた地籍調査の優先度が低い地域を、こちらをまた引き続き、市町村などへの要望調査を踏まえて、より精緻にしていく形にはなりますけれども、現時点での推定の数字では、約9.6万平方キロメートルほどが、ここから抜けるという形になり

ます。

そうしますと、6次計画における優先実施地域は、5万平方キロメートルほどありましたが、1万平方キロメートル進んだので、約4万平方キロメートル残るといような形になるということです。10年前、現行計画では、この5万平方キロメートルのうち2万1,000平方キロメートルを目標としてやっていたということになりますが、今回、4万平方キロメートル残るものについて、どのぐらいの事業量を目的、目標としてやっていくかというのは、また政府部内の中でも検討が必要になってまいります、そのより優先して10年間でやっていくという、ここの図でいうピンクのエリアについては、予算上の重点的な支援の考え方である社会資本整備、防災、都市開発、森林施業、所有者不明土地対策などを踏まえて、より政策効果の高いエリアで行われる地籍調査というのを、今後10年間で最優先してやっていくことが必要ではないかということをもとめているというところでございます。

具体的な計画の策定に当たっては、地方公共団体の実際の事業実施の計画などを国において集約化した上で国全体の計画を立てていくという形になりますが、大きな考え方としては、今、お話ししたような整理の下で、国としては、より政策効果の高い地域を、なるべく早く着手して効果を上げていくという意味で、今後10年間にやっていくエリアであると考えてはどうかということをもとめております。

続いて、今度は指標の考え方について御説明いたします。

指標につきましては、地籍調査の進捗状況を国民に分かりやすく伝えるとともに、実際に地籍調査を実施している実施主体、あとは国など、全体を見ている者が、その進捗を適切に管理していくために、現行の進捗率の指標に加えて、下の赤欄に例示するような分野ごとの新たな指標の設定について検討してはどうかということで記載しております。

具体的には、全体、都市部、山村部と書いておりますけれども、また細かな一個一個の指標については、後ほど御説明させていただきますが、現在、進捗率については、全国と、いわゆる都市部と言われるD I Dの部分や山村部については数値として既にとりまとめておりますが、これをもう少し、それぞれの政策効果なども踏まえて設定し直すということを考えてはどうかというところでございます。

いくつか、これから例示として事務局で考えているものというのを御説明いたしますが、飽くまで例示ということでございますので、委員の皆様からいろいろ御意見を頂いて、更に検討したいと思っているところでございます。

また、指標を設定していきますと、実際、こういった指標を使って事業を進めていく地方

公共団体の管理負担といったことも出てまいりますので、何でもかんでも指標を入れていけば良いということでもないということも念頭に置いておく必要があるのではないかと、一つ書いております。

また、検討をしていただいた指標についても、最終的に十箇年計画という閣議決定の形に盛り込むのか、それとも補足資料という形で閣議決定の説明資料として入れ込むのか、また、そこまでしなくても、例えば、国土交通省がホームページで公表し、皆さんの目に見せていくのかといったことも、様々あるのではないかと考えておりますので、そういったところも踏まえて御検討いただければと思っております。

具体的な指標の例示について、御説明をいたします。

まず、全体を表す指標の一つとして、地籍調査に関する基本方針等の策定状況を示す指標というところがございます。こちらについては、地籍調査を実際に進めていく上で、市町村によっては、先ほど冒頭で計画した法定計画以外に、それぞれの自治体の中で、どのように優先順位を区切りながら地籍調査を進めていくのかというのを、基本方針という形で、法に基づかない任意の計画を立てて、実際に推進しているところもございます。

左側の三重県名張市では、色塗りしたようないくつかの地域ごとの優先順位などを付けながら進めていくというやり方でございますとか、右側の茅ヶ崎市でありますとか津市などは、それぞれのエリアを区切って、どのような順番でやっていくのかといったことを示している事例がございます。こういった積極的な取組を行っている自治体数というのも一つ指標に盛り込んで、地籍調査そのものの進捗、また効果的な推進につなげてはどうかということも記載しております。

続いて、2番目の指標です。これも全体に係る指標でございますが、一つ、優先実施地域における地籍調査の進捗を示す指標という形で、先ほど御説明しました地籍調査の優先度が低い地域というものを分母から除外した割合で表すといった地籍調査の指標というのも一つあって良いのではないかと、これを整理させていただいたものです。こちらにつきましては、全国で見ますと、例えば、全体の進捗率、今、52%になっておりますけれども、これを優先地域だけで絞って見ますと、約79%となります。

具体的な市町に当てはめてみますと、右側にあります埼玉県熊谷市ですと、水色で塗られているところが土地区画整理事業の実施地域や大規模な公有地ということで、そういった地域については、ある程度分母から外れてくる部分も出てきて、全体の進捗率が右下に小さく書いてありますが、68%のものが、優先実施地域だけに絞ると83%という数

字として表れてきます。

また、自治体によっては、こちら山梨県西桂町と宮城県多賀城市の事例を挙げておりますが、実際、市町で地籍調査を進めていく上で、最終的に公有林や史跡公園、自衛隊駐屯地といったものについては、なかなか優先順位が高くないというところもあり、そうした地域については当面の調査予定はないという判断をしている自治体もあります。こういった地域については、先ほどのように、これを外側に出すと、実際には100%になるというような自治体もいくつか見られるところがございます。そういった意味で、本当に地籍調査を優先的に実施していかなければならないエリアについて、どの程度の進捗になっているのかということを示す指標として、こういった指標も一つ考えられるのではないかとということで掲げているというところがございます。

続いて3番目です。直近の取組状況を示す指標でございます。こちらについては、前々回の小委員会において、御殿場市長の若林委員などからも御意見がありましたけれども、しばらく地籍調査を実施していないような市町村と、直近で地籍調査を進めている市町村といったものが分かるような指標というものも必要があるのではないかとのお話もありまして、一つ提示しているというところがございます。こちらにつきましては直近の一定期間、例えば、5か年間において、どの程度進んでいるのかということ、それを実施面積又は進捗率の増加量という形で記して、直近の取組状況といったものを示せるようにしてはどうかというところがございます。

若干、事務局で考えていく中でもいくつか課題がございます。これは前々回に吉原委員からも御指摘を頂きましたが、例えば、都市部を頑張っている自治体は、面積ベースで見ると、どうしても進捗が遅れているかのように見えてしまうところもありますのと、あとは自治体の面積そのものの大小によっても、同じ努力をしても、実は進捗が変わってきてしまうという部分もあるので、なかなか難しい部分もあるのですが、おっしゃるように、最近努力し、進捗しているという部分は、これで見えるという側面はあるのではないかと考えているところがございます。

続いて4番目でございます。こちらは都市部における指標のイメージでございます。中間とりまとめまでの議論の中で、都市部については、官民境界を先行して調査するという手法をもって進捗を図っていくべきであるという御議論をいただきました。そういったことを背景として、都市部(DID)の地籍調査対象面積というものを分母とした上で、そのうち官民境界等先行調査などによって官民境界の情報が整備されている地域の面積というのを

分子として、その進捗というものを表していつてはどうかということに記載しているところでございます。こちらについては、分子については官民境界等先行調査等で官民境界だけが明らかになっているエリアというのと、あとは地籍調査そのものが終わっているエリアの面積を分子に入れていくという形になるのではないかと考えているところでございます。

続きまして5番目です。これも都市部の指標でございますけれども、都市部における一定程度地籍が明確化されている地域の割合を示す指標でございます。こちらについては、上のマルのところにあります。地籍調査と同等ではないものの、土地区画整理事業などによって一定程度地籍が明確化されている地域というものについては、先ほどお話ししたように、地籍調査全体としての優先度は下がるのですが、一方で、これらのエリアというのは、全国ベースで見ると、都市部に非常に集中しているのです。全国を分母とすると、余り影響を与えないのですが、実はD I D地区に限ってこれを見ると、それなりの割合があることとなります。そういった意味で、都市部（D I D）における地籍調査の対象面積を分母とした上で、分子を、通常の地籍調査が済んでいる面積に加え、こういった都市部の土地区画整理事業などの実施地域というのを分子に入れ込むことによって指標を作ることによって、いわば完全な地籍調査が終わった割合ではありませんが、一定程度、地籍の明確化が図られている割合というものを表すことができるのではないかと考えられるということで、一つ指標として入れてはどうかということで掲げております。

具体的には、全国ベースで見ますと、D I Dの進捗率は現在25%程度となりますが、先ほどの土地区画整理事業などの実施地域をこれに加えると、約39%と、都市部でも約4割程度は地籍が整備されているのではないかとといったデータが浮かび上がってまいります。また、右側に福岡市をイメージとして描かせていただきましたが、こちらでもD I Dにおける純粋な地籍調査の進捗率は6%ですけれども、土地区画整理事業などによって一定程度明確化されているエリアをこれに加えますと、約34%、3分の1ほどは明らかになっていると言えるのではないかと考えております。

続いて、山村部でございます。山村部につきましては、「中間とりまとめ」までの迅速化策の検討の中で、リモートセンシングデータなどを活用して地籍調査を進めていくべきではないかということをお議論いただきました。この議論を受けまして、実際にこういった新手法を活用して地籍調査を実施している市町村数、これを指標として考えていくことができないかということをお記載しております。こちらについては、なかなか割合という形での整理が難しいかと。本小委員会の中でも、必ずしもリモートセンシング調査になじまないよう

な場合もあるのではないかというお話もありましたので、割合という形ではなくて、市区町村数という形での指標とさせていただきます。

続いて7番目でございます。災害想定区域における地籍調査の実施状況を示す指標ということで、地籍調査そのものは災害対策や災害復旧などに非常に重要な役目を果たすということ、この小委員会でも御議論いただいておりますけれども、そういった災害想定区域を分母として、地籍調査がどれだけ進んでいるのかということ、分子にするという形で、災害想定区域における地籍調査の実施率を指標として設けてはどうかと記載しているところでございます。

この災害想定区域の設定事例はいくつか考えられるかと思っております、例えば、南海トラフ地震などによる特別法による指定ですと、この緑色の部分は、揺れの特別地域になっている。また、青色の部分は津波浸水の特別地域になっております。

また、右側の土砂災害防止法は、実際に土砂災害の発生が想定されるエリアをイエローとレッドという形で指定しているというようなものもございまして、左側の南海トラフの被災想定は市町村単位で指定されていますので、これをそのまま使えるのかという課題もありますし、右側の土砂災害防止法は、実際に崩れるおそれのあるエリアということなので、市町村の中を切り分けて指定していることが多いという形になっております。

こういった状況を踏まえて、分母の設定の仕方は、引き続き検討が必要であると思っておりますが、こういったエリア内での地籍調査が、どの程度済んでいるのかということも一つの指標として考え得るのではないのかということで記載しているというところでございます。

以上、資料の御説明させていただきましたけれども、こういった優先地域の設定や指標の設定についての今後の流れについては、本小委員会で、6、7月ごろに「報告書」という形で最終的なとりまとめをいただくこととなりますが、そこにおいては、こういった優先地域の設定や指標の設定についての基本的な考え方という部分を整理いただいて、まとめていただくということになるかと思っております。その後、具体的な計画の策定に向けては、実際、地方公共団体が事業をしていただきますので、そちらの事業量を我々の方でも調査して、様々調整を行ったり、また、どのように事業量を決めていくのかといったことや、指標の具体的なあり方の検討を進めさせていただくということになるかと思っております。

実際には法律の改正をしなければ、次の十箇年計画というものは策定できないため、中間とりまとめまでに検討いただいた迅速化策の法改正事項も含めて、次の通常国会での法改

正、年度明けの施行を目指し、4月以降に実際に十箇年計画の案を作成して、国土審議会からも意見聴取をした上で、関係行政機関や都道府県からも意見を聴取し、4月又は5月に閣議決定が行われるというような進め方になるかと思っております。

なお、第6次計画の策定時は、国土審議会の土地政策分科会で御意見を賜って計画を策定したという状況でございます。

私からの資料の説明は以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、議論に入りたいと思います。

大きくは、優先実施地域の設定と指標の設定といったように分かれるわけですが、互いに関連しますので、どのような内容についても結構ですから、皆様方から御意見や御質問等を賜りながら、議論を進めてまいりたいと思います。どなたからでも結構でございます。どのような観点からでも結構でございますので、御意見を頂戴したいと思います。

では、山脇委員。

【山脇委員】 思ったことだけなのですけれども、まず18ページのところですね。進捗率の考え方ということで市町村が判断して、国公有地についても、もう整備されたというふうに判断して、100%の進捗率と。

【清水委員長】 この山梨県の例ですね。

【山脇委員】 はい。山梨県も宮城県もそういう形で100%の進捗率と判断しているところなのですけれども、これは判断して100%というよりも、個人的には、これはもう100%なのではないかと思えます。というのは、官民の境界は、この着色部分と白い部分の間についても、これはもう境界を確認していると思えますので、そうすると範囲が特定できているわけですね。そうすると、その範囲の中は、同一の公有地というか国有地であるわけで、そこをプラス表示にすれば、これも調査が済んでいるということで、その判断によってというよりも、この場合は100%ということで全然構わないのではないかなと感じました。

それと、21ページのところですが、その前のページにも、いろいろ着色したものが例示されていますけれども、21ページのこの着色のような地図ですね。こういうものを、今はまだ未着手のところ、まずこういうことをやってくださいというようなことを国の方から強く推奨して、それによって着手にかかっているんだというような判断をするということも良いのではないかと思います。というのは、市町村の中には何から手を付けていいか分

からないとおっしゃるところも結構ありますので、まずは整理して、どこからやるべきなのかとか、どこはやらなくても良いということ、まず把握しましょう。そして、これを市民に公表する。そして市民は、自分の住んでいる区域はこの区域に当たるんだなということ、を自覚することによって、地籍調査がやりやすくなると思います。

それともう一つ、全般にわたっての進捗率の考え方なのですが、筆数、登記上の筆数で表現するという方法もあるのではないかと思います。

【清水委員長】 なるほど。どうもありがとうございます。

最初の御質問と、2番目の18ページと21ページですが、18ページで、今、山脇委員が言われたのは、調査が完了したと市区町村が判断している例と。要は、この判断するものなのかどうかということですよ。明確な定義によって、そういう地域分けということができの方がよろしいということかと思うんですが、この判断している例を資料に書かれた背景というのは、どういうことでしょうか。

【地籍整備課長】 御説明します。こちら、実際、それぞれの自治体については、まさにここで言う、19ページの青点線で囲ったようなところは、もう当面地籍調査を実施しなくても良いだろうというような御判断をされているということです。

一方で、では、全ての自治体でこのような判断になっているかということ、そこはそれぞれの自治体もいろいろな考え方があって、現実には、こういうところも含めて地籍調査を実施し、終了して100%になっているような自治体もありますので、それで、じゃあ、ここについては地籍調査を実施しなくていいのかと言われると、必要がある場合もあるかと思っております。そういった意味で、全体の指標からこういったものを機械的に抜いていくと、もう終わっているところが逆に進捗率から落ちてしまうといった事例も出てきますので、一方で、今実施できていない地域という意味では、一つサブの指標として、こういった優先地域だけに見るような指標というものがあつた方が全体をつかみやすいということもあるのではないかと思います。これまでの現行の指標に加えて、こうした考え方があつても良いのではないかと事務局としては考えてみたというところでございます。

【清水委員長】 従来の進捗率に加えて、こういうものも重要だということに対しては、委員の皆様、賛同されるかと思うのですが、そのときにその判断に任せるところが、じゃあ、判断すれば進捗率が上がるのかという話になるんですよ。だから、その前に、もうきちっとやられているところもあるという、そういう市町への配慮ということも当然重要なのですけれども、判断すると割合が上がってしまうということですのでね。ですから、

その辺は新たな指標を追加するわけですから、従来のものは当然あってもいいわけで、私自身も客観的なものをいくつか追加していきましょうという割り切りの方が良いのではないかとこの気も少ししました。いろんな考え方があっていいと思うんですけどね。

今回、これで今後やっていきましょうという、一個に限定しましょうという、そういう話ではないので、こういう指標も作って、いろいろ分析して、それも啓蒙にもつながるかもしれませんということですのでね。いろんな視点から考えていただければ良いのですが、ただ、そのときに判断すれば上がるというのは指標とは言えないのではないかとこの気がします。そういうような御意見であったかと思えます。

重要なのは、21ページは、これは福岡の例ですが、これに相当するようなものは、今、国交省のホームページでも、全市町村、公開していますよね。この地域が、もう調査完了済み、この地域は19条5項指定、この区域は土地区画整理事業等がなされて、一定程度地籍が明確化されている地域が分かる地図が、もう既にあって、地籍調査WEBサイトで公開されていますよね。

【地籍整備課長】 はい。

【清水委員長】 ですから、こういうもので各市町にその気になっていただこうと、こういう優先順位を付けていただこうかという喚起にはつながるのだろうという気がいたします。

あと筆数を使った指標作りという話もありまして、そういったことは以前から、結構、言われているんですが、そのあたりはいかがですか。

【地籍整備課長】 筆数でという御意見は、いろいろな方面から、御意見を頂いてはいるのですが、これは法務省とも御相談しているのですが、分母となる筆数というのが、なかなか確定しにくいという部分もあるので、なかなか我々からすると把握が難しいですし、一筆の面積も非常に千差万別というところがあるので、予算との連動などで把握することが多い地籍調査は、どうしても面積ベースでの整理の方が、正直やりやすいというものであります。筆数で整理してみようとする、どうすれば良いのかということが、正直分からないところもありまして、そこが法務省とも御相談しているのですが、御意見としては頂くのですが、なかなか難しい部分だと思っております。

【清水委員長】 DIDの面積も変わる可能性がある、分母が常に安定しているわけではないんですね。ですから、そこが結構重要で、筆数もちろん変わりますが、面積だけで評価するのではないよというメッセージにはなると思います。面積でやると、先ほどの

公有地の周り、きちっとやれば、面積が増えてしまうということもありまして、筆数の指標を入れると、面積だけではなくて、いろんな視点から捉えていきます、評価していきますよというメッセージとしての効果は高いのではないかという気がするのですが。ただ、あとは運用上、どのぐらい大変かどうかということかと思いますが。

そのほかいかがでしょうか。では、藤巻委員。

【藤巻委員】 今の山脇委員の話と関連するのですが、私も18ページを見ていて、多分この判断は公有林、史跡公園、自衛隊駐屯地は所有者が一人だからだと思います。本来、地籍調査は一筆調査ですから、所有者が一人でも、この中に数十筆あれば、一筆一筆確定して初めて完了となる。ただ、所有者が一人である公有地に関して、それぞれの筆の境界を確定する必要性がそもそもあるのか。であれば、外周部の民地との境界が確定している段階で、一の所有者の所有地が一個完結したということで完了したと判断したのだと思います。判断の基準として、一の所有者に属する公有地に関して、外周部が確定していれば完了ということにすれば、例えば、市有地と県有地などが隣接している場合は、それぞれの公共団体ごとに境界を確定すればいいとか、完了の定義を変えていくということはあると思います。基本的に地籍調査は一筆ごとの調査なので、なかなか終わらないわけですが、これは官民境界確定の話と一緒になんです。要するに、道路を持っている人の外周は確定しましょうとか、市立病院が持っている外周は確定しましょうということと一緒になんです。

逆に、21ページの指標に関しては、一見して地籍調査が進んでいるかのように見えてしまう。これはどちらかというと危機感を緩ませるといって、実際の地籍調査が終了してないにもかかわらず、古い不確定な数値を実績値に上乘せするということは、見せ方としては一つあるのかもしれないんですけど、少し危機感を緩ませるような気がして、あまり賛成できないという気がしています。

あと、全般的な話で、前回の会の最後に言ったんですけども、こうやって一つ一つの指標を挙げて市町村にやる気を起こさせましょうといっても、先ほどの説明の10ページ、もう既に第6次の十箇年計画の中間見直しの資料の中で、予算とともに市町村担当職員の確保が車の両輪で問題であると言われていています。いろいろ行政が進めるための指標を示しても、人口は減少している、税収は減っている、介護職に回さなければならない職員は多い、職員の給料も人員も増やせないという中で、この地籍調査にどれだけ人を割けるか。90%補助しますよと言われたところで、その90%の中に、担当職員の給料まで入っているのかというと、疑問です。実際、本当に入っているのかどうか分かりませんが。

前回の中間とりまとめの中に、国土調査法第10条2項の包括的な民間委託の制度、これを推進すべきだという文言が入っています。国土調査法の中の対象法人とか、省令とか見ても、何がどのように対象になっているのか、よく分からない。もしも、実際、包括的に準備をしたり実施できたりするところに委託することができて、それが補助対象になるのであれば、市区町村の人員とか経費の負担なく、同じような範囲の中で、もっと進捗できるのではないかと。実際、市の職員が説明会をやって、チラシを出して、人を集めて、測量は専門業者にやらせるにしても、立会いを行って、調整を行って、作図して完了させるというのは、市区町村職員では無理だと思います。もしも、この制度でしかるべき測量士会や調査士会などに一括して業務を委託できて、それも補助対象になるということであれば、それならやってみようという自治体も多くなってくのではないかと思います。お金の問題とともに、人の問題が、今非常に課題であると思うので、そこを何かこの中に盛り込めないかと思っています。

【清水委員長】 法の10条2項については、要は、包括委託が可能になると。要は、お金の問題もありますし、人員の問題ですよね。これは一度完了すると、しばらくは今度はメンテナンスの時代に入ってきますので、常時人員を張りつけてというような、そういうような仕事とは若干違うところがあるので、専門家でそれなりのきちっとしたやる力がある団体があれば、そこには包括委託できますよという、こういう制度で、それは地域にもよるのですが、かなり活用されています。かなり地域差はあるようですけども。ですから、それはそれで、また違った形で、今後、広報なり、検討課題をまた詰めて、その普及は考えていかなければなりません、今日の論点は優先順位の話と指標ですので、その話は少し置かせていただきたいと思います。

それでは、藤巻委員の言われた先ほどの公有地に関することですが、判断にするのか客観的要件を置くのかはともかくとして、公有地がどういう隣地と接しているのかということは重要ですよ。これは判断の場合でも、客観的な要件とする場合でも重要ですので、それは少し注意をしなければなりません。

あと1点、21ページのような指標だと、かえって市区町村が危機感をなくしてしまうようなことにもなりかねないということなのですが、それはあるのですが、指標を作る目的というのが、市区町村への啓蒙・啓発という以外に、市民の皆様に、我が町の実態をしっかりと知っていただくというのも大きな目的で、自分たちの町、どういう位置付けなのかといったことを見るには、この指標が大変有効なのではないかという気がいたしますので、どうい

ことを目的とした指標かということをより明確にしていった方が良いのではないかという気がいたします。

では、次、今日、吉原委員、途中で御退席ということですので、何かございましたら。

【吉原委員】 ありがとうございます。

私も今までの御説明や御発言に全く同感です。

重点化の考え方について、12ページですけれども、ほかの政策との連携・連動ということも一つあるかと思いました。例えば、山林については、森林経営計画の策定を進めていこうとか、境界の保全に努めていこうということが林野庁の方で長年取組が行われておりますので、そうした現場で進んでいる施策をより推し進めるような連携、後押しになれば良いのではないかと思った次第です。

特に山林の境界確定は、次の10年が本当に待たなしろうと思っておりますので、是非既存の政策との連携を高めて、政策効果がより見えるようにすることが、喫緊の課題ではないかと思えます。

それから、指標については、今、清水委員長がおっしゃいましたように、私も、自治体の方へのインセンティブと、それから住民の方への啓発ということが大きな意味を併せて持つものだろうと思いました。こうした指標を適切に定めることが、そもそも地籍調査とは何のために行うものなのかということをお伝え、そして、どのように重要なのかということをお市民により分かりやすく示すという意味でも、とても重要であると思った次第です。

ありがとうございました。

【清水委員長】 ありがとうございました。それについては、高藤課長から何かコメントはございますか。

【地籍整備課長】 農水省、林野部門との連携については、「中間とりまとめ」でも書かれておりますが、まさに連携して進めていくべきだと思いますので、宿題として受けとめたいと思います。

また、指標につきましても、我々の方でも、こういった施策を推し進めていく上で、どのように進捗していくのかということを計るための尺度としても必要であるという部分と、住民の皆さんによく理解していただくということが何より大切であると思っておりますので、本日は忌憚なく御議論いただいて、その上で、皆様の御意見を踏まえて、我々の方で、また検討してまいりたいと思っております。

【清水委員長】 分かりました。

皆様、御意見いろいろあるような感じがしておりますので、とにかく皆様方の御意見をたくさん頂戴して、最後の方で、事務局側から、これについては回答しておきたいというものがあれば回答していただき、それ以外については、御意見を承って、最終とりまとめとなる報告書の素案作成に反映させるという格好にさせていただければと思います。

では、伊藤委員、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員】 既に他の委員から御指摘があったところですが、公表する指標が、誰に向けて、どのような目的で発せられるのかということが示されていないので、その点を明確にさせていただいた方が良いと思いました。

また、指標によってある数値が分母に入れられたり入れられなかったりすることは、非常に恣意的であるようにも感じます。例えば、17ページのところで、地籍調査の優先度が低い地域を示す際、土地区画整理等の実施地域については、これを分母から除くとしておきながら、21ページの先ほどから議論になっているところでは、当然、分母に入れて分子に入れています。指標によって、分母に入れたり入れなかったりというのは、少し客観性を欠くのではないかという気がしました。

あと、20ページの官民境界等先行調査のところについて、こういうものを出すと、官民境界等先行調査をしてくださいというメッセージであると捉えられるかとも思いますが、そのような意図が含まれているのでしょうか。一筆地調査より、官民境界等先行調査をしてくださいというメッセージ性を出して良いのかということも含めて、指標を出すときの目的といいますか、誰に向けて、どういうことを発信するのかということ、記載するかどうかはともかくとして、明確にさせていただけると良いと思いました。

以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【石井委員】 兵庫県です。

地方公共団体の実情を申し上げますと、兵庫県の進捗率は26%ということで、全国の半分です。県議会などで、お叱りを受けることがあります。それは逆に励ましになっていまして、進捗率が低いから頑張れと。今、予算もたくさんいただきまして、頑張っておるんですけども、市町もやはり同じように、進捗の低いところは市議会から言われて、町議会から言われて頑張っているというような実情もございます。

その中で、今回示されているような、例えば、3番目の直近の取組状況ですね。進捗率自体は低いけれど頑張っていますよとか、そんなことを議会で答弁をしたりといったことを実態としては行っているということ、一つ申し上げておきます。

おそらく、市町ごとで、例えば、D I Dを指標にするとか、山を指標にするとか、それは状況によっていろいろあるかなと思いますので、指標にさせていただいたら、どういう場でそれを使うか、市民に向かって使うのか、議会に向かって使うのかというような判断が、それぞれであるかと思っております。

今、国土強靱化の予算が措置されています。山の防災とか、津波対策とか、そういうところは、やはり県としては最優先でやっていきたいと考えております。

あともう一点、市長をその気にさせるのは、なかなか難しいのですけれども、実は先週も、ある市の市議会議員が6人ほど私どもの方にいらっしやいまして、山の調査をしてほしいと。その市は高速道路を優先的に実施していたのですけれども、山をやってほしいというような意見がありました。また、市の方にそれを伝えています。多分、本当はそういう声が出てくれば、市も取り組まざるを得ないのかと思います。ですから、市そのものに何か刺激を与えるというよりも、市民の方から声を頂けるような指標であるとか、そういうことを示していただけたら、より危機感が高まって、前に進むのではないかと思います。

以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

引き続き御意見をいただきますが、久保先生が御到着されております。この場でも御意見を賜りたいと思いますので、この場で先生から御挨拶いただいて、議論に参画いただければと思います。

【久保委員】 早稲田大学教育学部で地理学を担当しております久保と申します。今回初めて参加させていただきましたので、もう少しお話を聞いて、フォローできてから、意見を述べさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【清水委員長】 よろしく願いいたします。

では、引き続き御意見を賜ります。

中山委員、どうぞ。

【中山委員】 伊藤委員がおっしゃったことと重複するかもしれませんが、20ページの都市部における官民境界情報の整備状況を示す指標ということで、これに対して私は、誰にというのは、いわゆる災害想定地域の方たちに対して、もし災害が起きたときには、官民境

界はがっちり固まっていますよと、だからやる必要があるんですよということを伝えるものであろうと考えました。それで、この整備状況を示すには国土調査法上の認証を行い、公表という点と、これからの法令上の位置付けの明確化があり、国交省、あるいは地方公共団体と法務局との、地図のあり方、備え方についての問題が起きてくるのではないかなと思います。この小委員会において杉並区の説明があったときに、官民境界をやって、非常に維持や管理が大変だというお話がありました。そうすると、これを管理していくのはどこなのかという、前に何回かお話が出ました地籍のプラットフォーム、これに対してどのような考えを持っていったら、この指標を作っていくのかということがあるのかなと思います。ただ、これがあれば地籍の最優先地域、いわゆる災害想定地域において、災害復興に対しては、より良く、これが利用できるのではないかと思います。是非とも、こういうお互いの協力といいますか、国交省と法務局、そして地方公共団体の皆さんと、できれば円満に協力して、良い方策が見つかるようにしていただければありがたいなと思いました。

以上です。

【清水委員長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。布施委員、どうぞ。

【布施委員】 22ページの新技术のところになりますが、これまでにない取組に取り組んでいる市区町村がどれくらいあるのかということところは気になるかとは思いますが、ほかの指標は、どちらかという目的に対する指標になっているのに対し、ここだけ何か技術的な方法に対する指標になっているところが、やや違和感がありまして、多ければ多いほどいいという話ではないですし、あとは仮にこれをするとしても、じゃあ、どこからが新しい技術なのということが、かなり判断が難しいのではないかと。国交省が出しているマニュアルを使っている数とするのか、あるいは、これまで考えていなかったような技術などがあったということ指標にするのか、そうであるなら、むしろそういう取組を具体的に紹介する方が、この指標よりは意義があるのではないかなと思いました。

以上です。

【清水委員長】 なるほど。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。千葉委員、どうぞ。

【千葉委員】 今の布施委員と同じ22ページでございますけれども、リモートセンシング方法を推進するということであってあるのですが、これは17ページですが、優先度が低い地域ということで、森林施業の予定のない林地ということになっておりますけれども、多

分、このリモートセンシング方式というのは、森林施業のないような、本当の山の中の手法だと思うのですが、その辺が少しかみ合っていないのではないか気がいたします。

それと、もう一つ、区画整理等につきましても、やはり災害復旧等を考えると、座標値を持っていないような図面しかないような地域を一定程度地籍が明確な地域と整理して良いのかというところも、少し懸念があります。

以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。近藤委員、久保委員も、御遠慮なく。どうぞ。

【近藤委員】 私も実はまだ余りよく分かっていないのですけれども、この「災害」というキーワードが出てきますが、最近、都市計画、農村計画でも、事前復興ということが大きく取り上げられているように思います。先ほどの農村計画学会誌のほうでは、事前復興の特集がありました。事前復興のためにも、こういう地籍調査というのも私は非常に重要なことではないかと思っています。実際、東日本大震災の被災地でも、地籍調査がされていなかったために、住宅建設が遅れるといった事例もありました。事前復興という考え方。災害を待っているのではなくて、事前に考えるという考え方で取り組むことによって推進できるのではないかと感じます。

【清水委員長】 ありがとうございます。大分、その辺は議論しまして、「中間とりまとめ」においても、そういったメッセージは加えさせていただいております。

久保先生、よろしいでしょうか。

【久保委員】 もう少し後で発言したいと思います。

【清水委員長】 分かりました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、私から1点なのですが、私、優先順位とか指標の話になるときに、いつも気になるのは、法務局で鋭意実施されている14条地図整備事業ですね。登記所備付地図の作成作業でございます。今日の資料の前段の方でも、地籍調査されると、その成果が不動産登記の14条地図となるんだと、こういう話から入っています。ただ、その後、全然、この話が出できません。ですから、一定程度地籍が明確な地域の中に、この14条地図、登記所備付地図作成作業が完了したところが入っているのか入っていないのかということ。優先順位を決めるときに、それがどのように考慮されているのかということ。

更に20ページの福岡の事例で、この地域は19条5項指定がされている地域ですよ、こ

のあたりは土地区画整理事業されている地域ですと、こういうような地図を見ると、登記所における14条地図整備作業が、もう既に完了しているところですよという情報がないということに、非常に違和感を持ちます。ですから、我が国の国民にとっては、法律はどうでもいいわけで、地籍なるものが明確な地域が、我が町のどこにあって、自分の土地はどうかということが重要なわけですから、そのあたりをどう考えるかということは、やっぱり詰めなければならないし、仮にこれは所管が違うのだから外して考えますということであれば、そういう、やはり注意書きがあるべきではないか、若干混乱するところがあるのではないかいという気がしておりますので、少し検討していただければと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

では、今日は、近藤委員、久保委員にも出席いただき、これから土地分類調査の議題もございまして、そちらの時間を十分とりたいと思いますので、一旦この辺で地籍調査に関する意見交換の時間は切らせていただいて、最後、余裕がございましたら、もう一回、全体を通して議論してまいりたいと思います。

では、議題の(3)でございまして、「次期十箇年計画における土地分類調査について」でございまして、土地分類調査は担当が国土情報課となりますので、国土情報課の坂課長から、この資料の説明をお願いしたいと思います。

【国土情報課長】 国土情報課の坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料に沿いまして、土地分類調査の概要について御報告申し上げたいと思います。

本日は、土地分類調査につきましての次期十箇年計画における方向性と、その際の重点実施地域の考え方について、御意見を賜りたいと思っておりますけれども、そもそも土地分類調査、余り御案内でない方が多いかと思っておりますので、その概要、さらには現行計画における達成状況などを併せて御説明した上で、本題に入りたいと思っております。

国土調査法において、調査は三種類ございまして、今まで御議論いただきました地籍調査のほかに、土地と水の調査、全部で三本でございます。今回、その十箇年計画の対象になりますのが上の二つ、地籍調査と土地分類調査というものでございまして、今回、土地について絞って御議論いただくということでございます。

その内容につきましては、ピンクの囲みでございまして、土地の利用の現況でございましてか土壌の性質といった自然的要素、さらには生産力に関する調査と定義付けられております。

歴史的には、そもそも農業上の開拓適地などの調査から始まりまして、高度経済成長期の開発対象地域の調査、こういった開発のための土地の調査といったところが歴史的な使命でございました。近年は、例えば、土地の保全に関する調査ですとか、災害に強い国土のための災害の状況などについての調査、そういった方向に、時代とともに調査の手段が変わってきておりますけれども、調査の目的は、一番上のポツにございますように、法の目的、国土の開発・保全並びに利用高度化のための調査ということで、地籍調査とともに、調査目的は共通でございます。

今まで実施してまいりました主な調査でございますけれども、そもそも地形ですとか表層の土地の性質、さらには土壌の構成、こういった基本的な調査を50万分の1、20万分の1、5万分の1といったような小さな縮尺で実施してまいりました。そのほかに、テーマごとの調査といたしまして、都市部における土地の垂直方向の断面図でございますとか、それからその自然条件、それから植生、災害履歴といったような保全的な観点からの基本的な調査、こういったものを実施してきたところでございます。

第6次十箇年計画におきましては、一番下の欄にございます土地履歴調査といたしまして、災害などへの対応、適切な対応を図るために、そもそもの地形の成り立ち、自然的なものと人工的なものを併せて表示したもの、それから土地の利用区分について、過去の利用区分、都市的な利用とか、農業的な利用とか、そういったものについての履歴、それと災害によって被害を被った地域を表す3種類の図面を作成するといったところがございます。

実施主体でございますが、非常に基礎的な調査でございますので、近年におきましては、国が直轄で行うというのみを実施しておりまして、このあたりが地籍調査と異なるところでございます。

過去の実施状況でございますけれども、調査の初期におきましては、基本的なものについて主眼を置いて実施してまいりましたけれども、近年におきましては、一番下の土地履歴調査に絞って行っているということでございます。

5万分の1での基本的な調査というのが、ほぼ44都道府県で終わっておりまして、北海道、長野県、福島県で一部未実施のところがあるという状況で、これは対象道県の独自財源で対応していただいているというところで、その成果を認証しております。今、国が予算を割いて行っているものは土地履歴調査一本という構成になってございます。

そもそも基本的な調査につきましては、先ほど申し上げました地形の分類でございますとか、表層の土地の性質、さらには土壌の構成と、こういったものを歴史的に調査してま

いりまして、5万分の1ベースでは、44の都道府県について、このような成果がそろっているという状況でございます。

今実施しておりますのは、この3種類の図面を作成する土地履歴調査でございます。例えば、一番左の人工地形・自然地形分類図というところでは、川のところに紫で細長くマークされた地域がありますが、これは旧河道でございまして、過去の歴史的には、この地域も川が流れていたといったようなところを示すものになっております。

それから、黄緑色のところに、黒くハッチがかけてあるところがいくつかあるのですが、これは平野の中で盛土を行ったといったような、人工的な地形の改変情報なども併せて表示しております、これを見ることによって、そもそも昔から、この地域で、この高さまで地面があったとか、もしくは、その後、人工的に土を盛って、今の地形になったと、そういったものが明らかになるという、そういう調査でございます。

さらには、真ん中の土地利用分類図におきましては、100年前と50年前の過去の二時期にわたりまして、その地域が建物用地として利用されていたか、もしくは農地、森林などのような用途に利用されていたかといったような利用区分を明らかにするものでございます。

右側の災害履歴図、これにつきましては、水害の被害を表示しておりますが、過去2回の災害において浸水した区域などを図示するというものでございまして、水害に限らず、地震、それから土砂崩れといったデータがあるものについては、なるべく拾ってデータにしているというところでございます。

このような調査の結果につきましては、私どもの国土情報課のホームページからPDFでダウンロードできる場所もございますし、近年の調査に限定してございますけれども、GISの上で表示をするということも可能となっております。また、国土地理院が提供しております地理院地図というウェブ地図がございますけれども、その地理院地図に重ね合わせて、この調査の成果を表示するということが可能となっております、これらを含めまして、例えば、土地の利用ですとか、都市のまちづくり、さらには防災対策といった用途に活用がなされているところでございます。

特に地形の分類などについては、各自治体でお作りいただいております地震の揺れやすさマップでございまして、ハザードマップ、こういったものにすぐ活用できるということで、実際、埼玉県三郷市様などで活用いただいているところでございます。

それから、土地の利用分類、過去100年前、50年前の利用区分などをもとに、将来的

な都市計画の基礎的な情報として活用していただいているという、そういう自治体もいらっしゃいます。

さらには災害履歴図、これらにつきましては、どの地域でどのような水害などの被害があったかといったような情報でございますので、土地の取引の際に、災害リスクの情報として、民間事業者様に活用いただくと、そういったような活用例がございます。

この調査、ベースは5万分の1の地形図上に重ね合わせてやっております、5万分の1ですと、1ミリの誤差で50メートルずれますので、この建物が危ないとか、特に境界線上のピンポイントの情報になると、そこまでの成果というのは保証できないのですけれども、おおむねこのあたりは川だったとか、そういった情報であれば十分に活用することができるという、そういうレベルの精度でございます。

以上が土地の分類調査のあらましでございます、続いて十箇年計画における位置付けについて、御説明申し上げます。

累次、総実施面積のみを計画の中で記載してきたところでございまして、直近の現行の計画におきましては、右下でございますけれども、目的などを若干書いた上で対象とする区域と面積を定めていると、そういう形でございます。

より詳しく申し上げますと、対象として、DID地区を中心に、1万8,000平方キロメートルにわたって調査を実施するというものが十箇年計画に記載しております、昨年度末までの実施状況に鑑みますと、その96%まで実施できているということでございます。これは国が直接実施する事業ですので、事業量、予算さえ確保されれば、地元の発意なしに実施できるという状況でございますので、おおむね計画目標のとおり予算を確保して、事業を実施してきたということでございます。

その際の課題でございますけれども、目標とした面積をほぼ達成した段階では、全国のDID地区のカバー率、それから県庁所在地や中核市の中での実施率というのを見てみますと、いずれも半分強というようになっております、このような災害に対するリスクを感知できるような情報、これが整備されていれば、非常に有効と考えられるわけでございますけれども、利用できる地域は限られているという状況でございます。

さらに、この調査の成果があるということが分かっているならば、国民の皆様にも広く活用いただけるのではないかと思いますけれども、なかなか広く一般に知られているというわけでもございませんので、更により幅広く利用されるような工夫が必要ではないかと考えております。

こういった観点から、この土地履歴調査につきましては、次期十箇年計画でも、今まで未実施の地域を、より幅広くカバーするために、継続して実施することが必要ではないかと考えております。また、せっかくの調査でございますので、その成果を広く活用できるように、より充実した情報の提供体制を整える必要があると考えております。

繰り返しになってしまいますけど、背景につきましては、もう皆様御案内かと思えますけれども、自然災害の多発、それから国民の防災に対する意識の高まり、こういったものを踏まえて、より幅広く、このような調査を実施するというのと、より多くの方々に成果を活用していただくために、そのための仕組みを充実するということが重要ではないかと考えております。

その際に、10年にわたって、この調査を実施するに当たりまして、その優先的な順位の考え方といたしましては実施状況を最初に御覧いただきますと、この地図の中で緑で塗ったところが第6次計画においての実施済み地点ということで、三大都市圏などを中心に実施をしてきたところでございます。しかしながら、例えば、この赤いドットがついているところが未実施の中核市及び県庁所在地でございます。北は札幌、旭川から、南は那覇まで、30都市余りがまだ未実施という状況でございます。

このような状況の中で、例えば、伊勢湾沿岸、さらには瀬戸内海沿岸といったような、この赤のドットの諸都市におきましては、南海トラフの地震防災対策推進地域になっておりますけれども、このようなリスクの高い地域に含まれているところですが、まだデータがそろっていないという状況でございます。

このような手法で全国の県庁所在地、中核市を対象にして調査をカバーした場合、全国のDIDのうちの7割をカバーすることができるということで、やはり人口密度の高い都市部、その中でも更に災害リスクの高いところから優先的に実施してはどうかというようなことを考えております。

その中で、どのような指標を基に優先地域を考えるのかでございますけれども、右側の表の土砂災害、洪水、そういったような様々な自然災害に対する脆弱さの度合い、そういったものを中心に、優先度を総合的に勘案して、実施してまいりたいと思います。

それから、三大都市圏の右上に、少し緑が飛び出ているところがあると思えますけれども、これは今までのような指標によってだけではなくて、茨城県の常総市、水害の被害があった後に調査を実施したところでございます。このような大きな被害を被ったような自然災害があった地域、若しくはそのようなリスクが非常に高い地域につきましては、機動的に、要

件に該当しなくても、優先的に、また調査を実施して、災害に関するリスク情報の適切な供給に、情報提供に努めてまいりたいと思っております。

説明、以上でございます。

【清水委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、この土地分類調査についての議論に入りたいと思いますが、まず近藤委員と久保委員から、御質問と御意見を賜って、その後、他の委員の皆様からの御意見を伺うという、そういう進め方をさせていただければなと思います。

では、近藤委員、どうぞ。

【近藤委員】 近藤でございます。

私は実は学生時代に国土調査の事業に関わったことがありまして、非常に思い出深いデータなのですが、これ、私は日本の本当に世界に対する誇りだと思えます。

といいますのは、昭和34年の伊勢湾台風、あのときに地形分類図があって、ハザード、高潮の範囲と被害の範囲、地形がぴったり一致するということが、このきっかけの一つとなって整理されてきた。そして、北海道と一部の地域を除く、ほとんどの地域をカバーしているということが、非常に優れたデータであるわけなんですね。

私、実はこの400dpiのデータのアーカイブセンターを、ずっと千葉大でやらせてもらっていたのですが、過去20年ぐらいで、どこかでイベントが起きるとダウンロードが急が増える。確実に使われているということは分かるんですね。非常にこれは重要なデータであったと思うんです。

ただ、幸か不幸か、ちょうどこれの整備が始まってから高度経済成長期に入りました。たまたま、その時期が、台風とか、そういういろんなハザードが少ない時期に当たったということで、日本人というのは、おそらく災害というものはハードウェアできちんと防御できると、何かそういう意識が生まれてしまったような気がするんですよ。

ところが、最近、事情が変わってきました。様々なハザード、超過降雨であるとか大規模地震、これらの発生が懸念されると同時に、公共施設の老朽化が進んでおります。一方で成熟時代になって、予算もなかなか工面できない。そういう時代になってきましたので、まさに今、この国土調査の成果図表というものが威力を発揮する時代になってきたのではないかと思っております。

確か、始まったのが、昔ですので、当時、日本の基本図は5万分の1の地形図でした。さきほど坂課長からも話があったように、やっぱり誤差がとても多いんです。今現在は2万5、

000分の1の地形図がありましたので、やはりもう一回再整備していく必要があるのではないかと。というのは、土地利用が変わっております。地形の改変も行われております。そして、ハザードというのは、広域にわたって起きる地震の揺れのようなものもありますけれども、液状化であるとか、斜面災害とか、広い範囲の中で局地的に起きるのですよね。ですから、これはもう一律に全国整備しておかないと、どこで起きるか分からないハザードに対応できないということで、これは是非とも日本の国民の財産として整備しておく必要があるのではないかと私は思っています。

ただし、よく私たちが言われることは、判読が難しいということなのですね。非常に努力して、いろんな教育、環境教育を行っているのですが、今、やっぱり時代が変わってきてまして、2022年から高校で地理総合、これは今まで地理Aに相当する科目なのですが、これが必修化されます。その中で、きちんと高校生にこの判読の仕方を教えていくということが教育目標の一つになってきておりますので、これからはきちんとこういう国土保全の情報を判読できる子供たちが成長してくると同時に、そのときには、きちんとこういう情報が整備されていて、自分たちの暮らす地域がどのような土地なのかということ、こういったことを理解した上で、その場所に了解して暮らすということが、これからの日本人、国民に求められてくる一つの生き方なのではないかと思っております。

最初、感想というか、私の思いですけれども、こういう意味で、やはり世界に誇る日本の財産を更に発展させていくことで、日本の国力、国土強靱化ということにつながる。コストも比較的安く、非常に効率的な方法であると私は確信しております。

【清水委員長】 ありがとうございます。

久保委員、いかがでございましょうか。

【久保委員】 久保でございます。本日は遅れまして、失礼いたしました。

今の近藤委員のお話とも重なるところもあるかと思いますが、私自身の研究とか、自身のこととも絡めて、少し説明をさせていただきます。

私は大学で地理学を学んでいましたけれども、そのときに教えを受けました、早稲田大学の久保雅彦教授という方が指導教員でしたが、彼は、先ほどの近藤委員のお話にもあった伊勢湾台風の前に、濃尾平野で地形分類図というのを作りました。それは終戦直後にアメリカ軍が飛行機から日本全国の空中写真を撮りまして、それを2枚ペアで見ると、3Dで、でこぼこが見えますので、それによって細かな地形の起伏が広い範囲で研究できるようになったという技術的な背景もございました。そのような空中写真の判読によって、平野の細かな

起伏をマッピングをするということをしたわけです。

それから、もう一つ重要なことは、そのような川沿いにできる地形というのは、川が洪水を起こして土砂を運んでくるんだという、そういう考え方でございます。ですから、今見られている、ここが少し高いとか低いという、先ほどいくつか旧河道といった話がございましたけれども、そういうものは、洪水が繰り返すことによってできるんだというのが重要な考え方だったと思います。そのために、細かな起伏の地形を分類したことによって、将来、洪水が起こったときに、ここはどういうことが起こるとことを読むことができるという、そういう考え方でつくられたものだったわけです。

それが、1956年に濃尾平野の地図を、広い範囲で、岐阜の南のほうから伊勢湾まで作った、5万分の1の地図が作られたわけですが、これは総理府資源調査会というところがつくりました。GHQの中に地理学者がいたそうですが、その方のアドバイスもあって、そのような考えが導入されたと聞いております。

そのような地図を作ったのですが、ちょうど3年後に、1959年の伊勢湾台風で大きな浸水範囲が出たということです。そのときの高潮なんですが、4.何メートルという高潮だったので、単純に考えれば、標高4.何メートルまで浸水するんじゃないかというふうに考えられるかもしれないのですが、やはり摩擦等で減衰していきますので、必ずしも標高そのもので求められるものではなく、むしろ3年前に作った海の働きでできた非常にフラットな地形の部分というところが浸水範囲になったということで、単純な標高で言えるということではなくて、その土地がどうしてできたかという地形に注目することで、高潮の範囲と一致したということで注目されたと聞いております。それがこの国土調査の一つの大きなきっかけになり、地形分類図という、土地分類基本調査の基になったということ、繰り返し学生の頃に聞かされておりました。

私自身もそのような環境で、平野の部分で地形の調査をし、洪水だけではなくて、地震災害との関係についても、これは有効であるというのを大矢教授と一緒に調査をいたしました。

古い話ばかりですが、1964年に新潟地震というのがあって、新潟の平野部で液状化が非常に注目されたときでございますが、私自身は新潟の隣の山形県の平野の地形の調査をし、新潟地震のときの液状化の分布がどのような地形のところで見られたかという調査をしたんですが、そうすると、やはり土地がどのようにできたのかが液状化にも密接に関わりますので、地下水の条件ですとか、砂の堆積ですとか、また埋立地であるとか、そのような

ところと良い対応が出たということで、やはり、それまでは洪水が主に言われていたのですが、地震災害、あるいは液状化の発生なども、このような地形分類、土地の成り立ちを知ることによって、どのようなところが起こりやすいか、あるいは将来の発生の予測に使えるのではないかとということを勉強いたしました。

そのようなことで、地盤の話と、それから洪水、あるいは高潮というものに対して、非常に科学技術が発達いたしましたし、防災のハード、技術も非常に進展してはおりますけれども、全ての土地で同じように安全を確保するというのは、ハードだけでやるというのは、やはり限界もあると思います。ですから、やはりその土地の特色というのをつかむというのはコスト削減にもなりますし、それから住民の間でも、昔からあの土地は、昔はこうだったとか、そういうことを共有している地域も多かったと思うんですね。そういうような、その土地の持っている情報、あるいは住民が共有しているものというのは、やはり土地の性質に係るものが多いと思ひまして、そういうのが防災にも役に立つだろうと思っておりますので、クラシックなやり方ではございますけれども、その土地分類、土地履歴というものは、どうしてそこが、こういうことが起こるのというのを理解することができる有力なツールではないかなと思っております。また、悪い方ばかりじゃなくて、やはり自分たちの住んでいる土地が、このようにできてきたんだというのを知るといことは、例えば、学生たちと話しても、非常に共感を持って、その土地を大事にする気持ちにもつながるかなということで、その土地の履歴というのを国民が共有するというのは非常に大事だというふうに考えております。

【清水委員長】 ありがとうございます。

近藤委員も御指摘されていましたが、3年後、地理総合が必修化されますので、教育への反映というのも非常に重要で、そういう意味では、地理院地図の中で、これがきちっと位置付けられているというのは、他の資料との対比でこの地域を捉えていくという点で大変重要なことかと思ひます。

7次計画でどうするのかというようなことでございまして、9ページに、現6次計画での計画目標と達成率が書かれていますが、96%ということで、地籍調査と比べて同じ国土調査とは思えないぐらいの大きな進捗率でございますけれども、これは換言すれば、優先順位をきちっと決めて、重要性を説得力ある形で示せて、それで予算をきちっとそこに充当していただくならば、その計画目標を、かなり確率的に達成できるというようなことなのかと思ひます。ですから、そういう面で、優先地域をどのように決めて7次計画を立てるかという

ようなことが最も重要なわけで、10ページに第6次計画の課題、11ページ以降が7次計画に向けてということでございますが、13ページで、96%の達成率ができけれども、そもそもの計画目標が、これは軽目だったのかなというような、この重要な調査であることを踏まえたと、もったきちっと計画目標を大きく掲げて、その規模を達成していくというようなことも重要なのかなという気がいたしました。

そういうことで、次期計画につながるようなコメントを、皆様から是非頂戴をしたいと思っております。どのような観点でも結構でございます。この方面では余り専門ではない方も多いかも知れませんが、デベロッパーの会社では、これはどのくらい注目されて、どのような活用をされていますでしょうか。

【藤巻委員】 この調査は、実際にはすごく重要な調査だと思うのですが、その地域に住む不動産の仲介会社さんとか所有者さんにしてみると、私のところは津波が来たら浸水する地域だとか、昔、土砂災害が起こった地域だというのが公示されるということは地価が下がる、資産価値が下がるということになって、必ずしも歓迎されないのではないかという感じはしています。

ただ、経済合理性をとるのか、人命をとるのかということですが、国の立場からすれば、こういうことを公示しつつ、本来の居住地域を、より安全な高台だとか、より堅固な地盤の方に誘導するように、その市区町村の都市計画のつくり方を指導していくのが本来の筋だと思います。

私、去年、倉敷の真備町にボランティアに行ったときに、その被害者が、「ここは大丈夫だと言われて10年前に買ったばかりなのに、もうぼろぼろよ」と、「どうしてくれるのよ」とぼやいていたんですね。だから、重要事項説明書に、過去30年間の洪水履歴を書けとまでは言わないですけども、その地域の被災履歴とか災害履歴はオープンにして、逆に安全な地域にコンパクトシティー的に集住できるような都市計画を、各自治体はその方向でも考えるべきだと思っています。

【清水委員長】 なるほど。ありがとうございます。

ハザードマップが注目され出した、もう20年前とか30年ぐらい前ですけど、そのときにも不動産価格に反映するのではないかというような、そういう意見が結構出たんですね。ただ、それよりも、やはりリスクを知ることの重要性の方が大きいということで、そういう批判をされる人たちの意見を退けてきたという歴史がありますので、もうそういう時代ではないなという気もいたしますけれどもね。ただ、個人で事業をなされていて、そ

れが自分の利益に直結するような方にとっては、いろいろ考えるところもあるのかなという気がします。ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。布施委員、どうぞ。

【布施委員】 7次計画の進め方としては、当然、災害のところを粛々と、危険地域を粛々と進めていくというのは異論のないところなんですけど、例えば、土地条件図だとか、治水地形分類図だと、ほかの、目的は違うんですけど、類似のいろいろ地図があると思うんですけど、そことの連携とかというのは、今後、入ってくるんでしょうか。

【清水委員長】 では、坂課長から。

【国土情報課長】 今のところ、地形図の過去の地図情報からの移り変わりといったようなところを解析して、それをデータ化しているというところがございますけれども、今後様々な、ほかの情報とのリンクというのが重要になってくると思います。

一つのソリューションとしては、先ほど清水委員長からも御紹介いただきましたけれども、地理院地図上での重ね合わせができるようになりましたので、ユーザーによっては、そういったところも同じようなレベルで重ね合わせて解析するということが可能になるかと思っておりますけれども、この資料にも、よりその調査を分かりやすく提供するというようなところが一つの課題であるとまとめておりますので、今後、いろいろなほかの調査の成果との連携の方法というものを分かりやすくして、例えば、あらかじめいくつも、自分でいろんな情報を引っ張ってきて表示するというのではなくて、複数の成果をまとめてセットにして、分かりやすく見せるような、そういう情報提供の仕方というのも、今後求められてくるのではないかと思いますので、成果の見せ方のところで、そういったものとの連携をよく考えてまいりたいと思っております。

【布施委員】 ありがとうございます。

【清水委員長】 ただ、そのあたり、本当に重要で、国民から見ると、同じような地図がたくさんあるように見えてしまうのですよね。それぞれ目的が全然違うのですけれども。ですから、そういう連携と同時に、役割分担を明確に皆さんが分かるような形で示していくということも大事なのではないかという気がいたします。

【近藤委員】 これ、具体的な事例でいいと思うのですけれども、例えば、北九州豪雨の朝倉市のところでは、あそこは治水地形分類図のない範囲で非常に大きな災害が発生しているんですよね。治水地形分類図も土地条件図も、あれは平野に限っておりますので、この国土調査のように全国をカバーしてないんですよね。ですから、もちろんこの国土調査を整

備していくときも、既存の情報を活用しながらというような方針になっていますよね。それで広域に広げていく。SDGsでも、誰一人残さない、取り残さないというのが一つのキーワードになっておりますので、やはり国民全体の安全・安心を担保するような方向で考えるというのが国土調査の一つの方向性ではないかと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ、山脇委員。

【山脇委員】 私は大阪の出身なので、今後の事業の進め方のところに書いていただいている南海トラフ地震防災対策推進地域など、災害のリスクの高い地域に含まれる県庁所在地及び中核市の多くで調査が未実施というところは非常にショックでして、この地震が起こると、まさに大阪は被害が生じる場所でもありますし、是非是非、そういう危険性、南海トラフだけではなくて、そういう情報があるところは、やはり重点的にやっていただきたいのととも、先ほど検討してきた地籍調査との二人三脚的なセットでの調査というのが、是非必要になってくるのではないかなと感じましたので、検討していただければと思います。

【清水委員長】 優先順位を決定するようなときにも反映されなければならないということですね。

【山脇委員】 そうですね。

【清水委員長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

千葉委員は測量の御専門でございますが、何かありますでしょうか。

【千葉委員】 これらの図面データは大変、役に立ってしまして、いろいろな作業で使用していますが、やはり5万分の1ということで、精度がいま一つというところもあります。そこが課題かとは思っていますけれども。

【清水委員長】 ありがとうございます。そのあたり大変重要ではないかなと思います。

地理空間情報の整備の十箇年計画というのは大変難しいというんですかね。調査技術とかデータの管理、そしてその発信技術というのも大きく変わってきますので、そのあたり、自分たちはどのように捉えて、この十箇年計画を立てているのかということは、その計画の説得力を持たせるという意味でも重要かと思います。だから、どういうスタンスで、今、国交省は考えてらっしゃるのかということですね。調査技術に関する話が今日はなかったので、その辺、少し違和感を持ちました。

ですから、100%、96%の達成率可能なんだと。要は、お金さえ付けてもらえればやりますよというのではなくて、これだけ、まだ土地履歴調査という点では進んでいないところが多いわけですから、そこをどう戦略的にカバー率を上げていくかという。そのときに情報技術の進展も踏まえてということなのかなという気がするんですね。大変難しい課題ですけれども、そういう観点も重視していただければと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。よろしいですかね。

では、前半の方も含め、次回にはもう最終報告書の素案が出てまいりますので、今日、皆様から御意見頂戴したものを反映させる形で素案を作っていただきたいと思いますので、是非御意見を賜りたく思います。

【久保委員】 では、素人の質問かもしれませんが。

【清水委員長】 是非お願いいたします。

【久保委員】 今日初めてお話を伺ったので見当外れかもしれませんが。

地籍の調査というのも、やはり土地に関する情報のデータであると思うのですが、公有地と民有地というものの中には、所有者が変わった歴史があるところもあるかと思うのですが、そういうのは残らないのですか。いつまではどこそこの土地で、いつから所有が、国有地になりましたとか。

【清水委員長】 そういう記録はもちろんありますし、登記がされていれば、きちんと登記簿に反映されています。

【久保委員】 そうしますと、例えば、ある時間断面で、ここの範囲の国有地が、次の10年後はこうなりましたというような図もつくることが、調査が進めば、できるようになるのでしょうか。

【清水委員長】 そうですね。違う格好での調査の仕方がありますけれども、結果的にはできると思います。

【地籍整備課長】 地籍調査に関してですが、地籍調査そのものは、ある調査時点における一筆の土地の調査という形になりまして、所有者の方に当たりながら、土地の区画を調査していくという形になるので、過去の履歴を追いかけていくかというのと、もちろん登記簿情報などに残っている場合はあると思うのですが、地籍調査そのものが、そこを対象としているものではないというところです。

【大臣官房参事官】 私から一点、御参考になるかどうか分かりませんが、過去の履歴も含め所有者情報そのものは、今、地籍整備課長が申し上げたように、あるべき姿としては登

記簿に、筆と結びついた形で管理されているわけですが、御案内のとおり、実はこの地籍調査を促進していくための議論自体も、今、政府全体として課題になっている所有者不明土地問題と密着しております。登記簿で所有者情報が更新されていないという現実もあるわけです。このことをどうしていくかということと、今御指摘の話とは関連しているのだと思います。

明治時代から、全然登記の所有者情報が更新されていないようなものに対して、どういう説明ができるのかということについて、できることから、今、政府で取り組んでいる面もございまして、公共事業に活用することになるなど所有者を知らなければならない局面になって、その土地にアプローチして、どうやって今の所有者を見つけていくかといったことをやっております。また、そのデータを、登記簿にどのように反映させるのかといったことを含めて、所有者情報のデータベースを、履歴も含めてどのように真正なものにしていくかという大議論をしております。ただ、その所有者情報が、今は正確な位置・境界が必ずしもわかっていない筆と結びつけて管理され、地籍といったものにつながっているかということ、それは必ずしもつながっていませんので、ある意味、我々が考えていないところを御指摘いただいたということだと思いますが、理想としては、そういうことも含めて、全てデータが連携できるようにしていかなければならないし、今はできる時代にはなっていますので、そういうことも、すぐできるかと言われると難しい課題ではあるのですが、そういう関係性になっているのではないかと理解してございます。

【藤巻委員】 これはおそらく、次回の未着手・休止市町村をどう解消するかという話につながると思いますので、先ほどの10条2項の包括的連携の実績や効果など、もしお分かりになる範囲で教えていただければと思います。

【藤巻委員】 これはおそらく、次回の未着手・休止市町村をどう解消するかという話につながると思いますので、先ほどの10条2項の包括的連携の実績や効果など、そのあたり、もしお分かりになる範囲で教えていただければと思います。

【清水委員長】 では、高藤課長から。

【地籍整備課長】 地籍整備課長でございます。

先ほど藤巻委員から御指摘のあった、国土調査法10条2項の包括民間委託制度でございますけれども、次回、まさに未着手等の話の中でも、委員から御示唆いただいたような包括民間委託制度の有効活用というのは非常に重要になってくると思いますので、改めて資料でも御説明させていただければと思いますが、とりあえず手元のもので状況だけ御説明

しますと、前の十箇年計画を策定したときのタイミングで制度改正として追加されているというものでございまして、現時点で、平成29年度データでございますけれども、113の市町で使われております。現在、地籍調査を実施している市町村が786ということになりますので、割合にして約14%の市町村で活用されているということになります。

実際、法人はどういったところが受託しているのかということなんですが、法令上は緩やかに、国土調査を適確に実施するに足りる法人が、というような書き方になっておりまして、具体的には、実際に地籍調査の過程で測量などを実施することとなりますので、測量会社であるとか、土地家屋調査士が社長をされているような測量会社などが実施しているというような事例がございます。また、測量会社と土地家屋調査士が一般社団法人を結成して受託している例もあると聞いております。そういった意味で、全体の14%ぐらいは、そういった形で活用されて、今のところ進んできているということでございます。

あと、予算の関係で、地籍調査の負担金が、まず職員の方の、自治体の地籍調査をする方の職員の給与に充てられているかということなのですが、いわゆる一般の公務員の方の給与には充てられていません。これは一般的な採用形態の方は、特定の業務を行うわけではないため、地籍調査の負担金を充てるということが難しく、そういったことはできないのですけれども、いわゆる非常勤の方などで、地籍調査に従事するためだけに採用されたような方の給与には充てられるという形になっておりますので、一定程度人材が足りないというときに、そういった雇い方をして、負担金の対象として支援しているという事例はございます。

あと、藤巻委員のお話にありました、包括民間委託制度を使ったときに、国の負担金や支援の対象になるのかということ、これは対象となります。通常的地籍調査と同じ業務を実施する場合は、同じように対象になってくるということでございますので、また次回に少し整理して御説明したいと思います。人員がまさに足りないとか、どのようにやればいいのか分からないという自治体の突破口として、包括民間委託制度をもう少しうまく使っていたらいいというのは重要なことではないかと思っております。

あと、もう二つほど、清水委員長からお話がありました法務局の地図編成作業との連携について、こちらについても、法務局の作業そのものは、国土調査法による国土調査ではないため、一定の限界はあるのですけれども、おっしゃられるように、国民の目から見れば、14条1項地図を整備していくという意味では共通するものがございますので、見せ方や指標上、計画上の考え方についても、法務省とよく調整をして、連携を図ってまいりたいと思

います。

【清水委員長】 よろしく申し上げます。

【地籍整備課長】 また、中山委員からお話がありました官民境界等先行調査の成果と取扱いについても、同じように法務省とよく連携しながらやっていかないと動かないものでございますので、調整を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。

それでは、大体いい時間になってきましたので、今日頂戴しました御意見を踏まえまして、次回お示しされる予定の「報告書」の素案に可能な限り反映をさせていただければと思えますので、よろしくお願いたします。

では、議事は終了させていただいて、進行を事務局に返したいと思えます。よろしくお願いたします。

【国土調査企画官】 清水委員長、ありがとうございました。

最後に、次回の委員会について、御連絡いたします。

次回につきましては、5月30日木曜日、10時から12時を予定してございます。次回、お話に挙がっておりますとおり、未着手・休止市区町村の解消等を議題といたしまして、地籍調査実施を支援されております地籍アドバイザーをお招きいたしまして、発表いただくことなども予定してございます。また事務局から、本委員会の最終とりまとめとなる「報告書」の素案をお示しいたしまして、御議論いただくということも予定してございます。

開催場所、議事等、詳細決まり次第、事務局から御連絡いたします。

また、次回以降もタブレット端末を用いたペーパーレス会議とさせていただく場合がございますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いたします。

御連絡は以上でございます。

以上をもちまして、国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会第12回を閉会させていただきます。

本日も熱心な御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —